

デイサービス絆 石津 重要事項説明書 (通所介護) 《 正・副 》

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「堺市介護保険事業所等の人数、設備及び運営に関する基準を定める条例」条例第58号に基づき、指定介護予防通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 絆
代表者氏名	代表取締役 大坂 智一
本社所在地	大阪府堺市中区福田1351番地
法人設立年月日	平成26年 1月 20日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス絆 石津
介護保険指定 事業者番号	堺市指定(2776303840)
事業所所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町中3-2-8
連絡先	電話 072-280-4360 FAX 072-280-4361
相談担当者名	生活相談員 谷岡 寛太
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市全域、高石市
利用定員	23名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業運営の目的・方針	利用者様に心身とも幸せになれる一日をご提供し、健全で楽しい毎日を送っていただけるように努める。
------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・祝日(休業日12/30~1/3)
営業時間	8時10分~17時10分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月・火・水・木・金・土・祝日(休業日12/30~1/3)
サービス提供時間	8時30分~16時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	谷岡 寛太
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常勤 1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 3 管理者の職務内容3, 4, 5を行います。	常勤 1 名 以上
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 3 名以上 非常勤 1 名 以上
機能訓練指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常勤 2 名 以上
看護職員	1 サービス提供の前後、提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

日常生活上の介助	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪、声かけなどを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 また機能訓練の一環として外出レクリエーションも企画しております。（お花見、遠足、花菖蒲見学、菊観賞、初詣等）
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、機械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
加算項目	入浴介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪、声かけなどを行います。
	個別機能訓練	機能訓練指導員を配置し、ご利用者様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施を行います。
	中重度者ケア	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所介護を行います。
	介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施している事業所がサービス提供を行った場合に加算します。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、単位数、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供時間数	7時間以上 8時間未満			7時間以上 8時間未満（2割負担）			
	基本単位	利用料	単位数	利用者負担額	利用料	単位数	利用者負担額
要介護1		6,876円	658	687円	6,876円	658	1,374円
要介護2		8,119円	777	811円	8,119円	777	1,622円
要介護3		9,405円	900	940円	9,405円	900	1,880円
要介護4		10,690円	1,023	1,069円	10,690円	1,023	2,046円
要介護5		11,996円	1,148	1,199円	11,996円	1,148	2,296円

3(通所介護)

	加算	利用料	単位数	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし	入浴介助加算	418円	40	42円	入浴介助を実施した回数
	個別機能訓練加算（Ⅰ）口	795円	76	80円	利用した回数
	中重度者ケア体制加算	471円	45	48円	利用した回数
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	209円	20	21円	1ヶ月あたり
	科学的介護推進体制加算	418円	40	42円	1ヶ月あたり
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（口）	1ヶ月の利用合計単位数×11.8%			

※ただし、介護保険制度改正に伴い、利用料金変更があるものとします。

※利用者負担割合額が2割の方は上記金額の倍額になります。

4 その他の費用について ※費用につきましては、税込み料金となっております

① 食事の提供に要する費用	800円（1食当り食材料費・調理コスト及びおやつ代）運営規程の定めに基づくもの
② おむつ代	紙おむつ180円・パット50円（各1枚当り）運営規程の定めに基づくもの
③ レクリエーション、クラブ活動	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。※利用料金：材料代等の実費をいただきます。

5 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により翌月に請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日～20日頃に利用者又は家族様あてにお渡し（または郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、ご請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア 事業者指定の口座へのお振込み（指定口座引き落とし）</p> <p>イ 日本システム収納株式会社の口座振替</p> <p>口座振替手数料（初回請求時は不要） 請求金額が2,000円以上の場合：330円（税込）、2,000円未満の場合：110円（税込）</p> <p>○ 振込みの場合・・・株式会社MSC 三菱UFJ銀行 梅田新道支店 普通口座 0198364 （ア及びイについて、残高不足や印鑑相違などで現金でのお支払もしくはお振り込みいただく場合でも口座振替手数料はご負担をお願いします。振込手数料はご利用者様負担になります）</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しいたします。 （医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1か月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- (3) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) 契約者が、何らかの理由により1ヶ月以上ご利用がない場合一時休止とし、ご利用再開につきましては相談するものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 谷岡 寛太
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 6(通所介護)
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者の介護、医療に関する個人情報を円滑なサービス提供に必要な範囲内でのみ他の事業所等に提供することをご理解下さい。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p> <p>④事業者が発行する活動誌等に、利用者の氏名及び写真を掲載することをご了承下さい。</p>
---------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名・主治医	TEL
ご家族	氏名	TEL
	住所・連絡先	
第二連絡先	氏名	TEL
	住所・連絡先	〒(-)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、各関連機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が加入している損害賠償保険にて損害賠償を速やかに行います。

12 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

14 サービス提供の記録

- ①指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）： 谷岡 寛太
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）

16 衛生管理等

- ①指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 第三者評価の実施状況

（ 有 ・ 無 ）

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 管理者 谷岡寛太</p>	<p>所在地 大阪府堺市西区浜寺石津町中3-2-8 電話番号 072-280-4360 FAX 072-280-4361 受付時間 8:30~17:30</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 堺市介護保険担当課</p>	<p>堺市 堺区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 堺区南瓦町3-1(本館2階) 072-228-7520 FAX072-228-7870</p>
	<p>堺市 中区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 中区深井沢町 2470-7 072-270-8195 FAX072-270-8103</p>
	<p>堺市 東区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 東区日置荘原寺町195-1 072-287-8112 FAX072-287-8117</p>
	<p>堺市 西区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 西区鳳東町6-600 072-275-1912 FAX072-275-1919</p>
	<p>堺市 南区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 南区桃山台1-1-1 072-290-1812 FAX072-290-1818</p>
	<p>堺市 北区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 北区新金岡町5-1-4 072-258-6651 FAX072-258-6836</p>
	<p>堺市 美原区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 美原区黒山167-1 072-363-9316 FAX072-362-0767</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 堺市介護保険担当課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072-233-1101 受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 高石市介護保険担当課</p>	<p>所在地 大阪府高石市加茂4-1-1 電話番号 072-275-6319 受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00</p>

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

この「重要事項説明書」は「堺市介護保険事業所等の人数、設備及び運営に関する基準を定める条例」条例第58号に基づき説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市中区福田1351番地
	法人名	株式会社 絆
	代表者名	代表取締役 大坂 智一 印
	事業所名	デイサービス絆 石津
	説明者氏名	谷岡 寛太 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印